

モニタリング結果報告書

平成 1 9 年 8 月

モニタリングの対象となる施策目標	総合的な医療安全確保対策の推進を図ること
------------------	----------------------

1. 政策体系上の位置付け

基本目標	I	安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること
施策目標	3	利用者の視点に立った、効率的で安心かつ質の高い医療サービスの提供を促進すること
施策目標	3-2	総合的な医療安全確保対策の推進を図ること
個別目標 1		医療の質と安全性の向上を図ること
		(主な事務事業) ・ 医療関係職種実習施設指導者等養成講習会の実施 ・ 院内感染対策の推進
個別目標 2		医療事故等事例の原因究明・分析に基づく再発防止対策の徹底を図ること
		(主な事務事業) ・ 医療事故情報収集等事業 ・ 診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業 ・ 医療事故に係る死因究明制度等の検討
個別目標 3		患者、国民との情報共有と患者、国民の主体的参加の促進を図ること
		(主な事務事業) ・ 医療安全に関するワークショップの開催 ・ 医療安全支援センター総合支援事業

施策の概要（目的・根拠法令等）

1. 目的等

医療安全の確保は医療政策における最も重要な課題の一つであり、安全な医療の提供、患者、国民から信頼される医療の実現について、医療の質の向上という観点を重視した医療安全確保対策を総合的に推進し、患者の安全を最優先に考えた、効率的で安心かつ質の高い医療サービスの提供を図ることを目的とする。

2. 根拠法令等

医療法（昭和23年法律第205号）

主管部局・課室 医政局総務課

関係部局・課室 医政局指導課、医事課、歯科保健課、看護課

2. 施策目標に関する指標

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)		H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8
1	医療安全に関するワークショップの参加人数（単位：人） （前年度以上/毎年度）	3,962	3,131	3,413	4,024	3,691

(調査名・資料出所、備考)

- ・ 指標 1 については、医政局総務課医療安全推進室調べによる。

3. 個別目標に係る指標等

個別目標 1						
医療の質と安全性の向上を図ること						
個別目標に係る指標						
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)						
		H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8
	講習会修了者数 (単位:人) (前年度以上/毎年度)					
1	診療放射線技師実習指導者に対する講習会の修了者数	78	147	179	157	154
2	臨床検査技師実習指導者に対する講習会の修了者数	117	101	90	108	104
3	視能訓練士実習指導者に対する講習会の修了者数	64	72	64	73	71
4	理学療法士・作業療法士養成所の教員等に対する講習会の修了者数	126	127	130	128	130
5	歯科技工士実習指導者に対する講習会の修了者数	26	20	19	20	21
6	院内感染対策講習会の受講者数	—	1,401	1,413	1,426	1,433
(調査名・資料出所、備考)						
<ul style="list-style-type: none"> ・ 指標 1～4 は、医政局医事課調べによる。 ・ 指標 5 は、医政局歯科保健課調べによる。 ・ 指標 6 は、医政局指導課調べによる。 						
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要						
事務事業名 : 医療関係職種実習施設指導者等養成講習会の実施						
平成18年度 予 算 額 : 5 百万円 (補助割合: 定額)						
実施主体 : 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他 ()						
概要 : 診療放射線技師、臨床検査技師、視能訓練士及び歯科技工士の養成カリキュラムにおける実習を効果的に行うため、実習施設の実習指導者を対象とした実習指導者講習会を実施するもの。理学療法士・作業療法士養成所の教員や実習施設の指導者を対象とした教員等講習会を実施するもの。						
事務事業名 : 院内感染対策の推進						
平成18年度 予 算 額 : 4.5 百万円 (補助割合: [国 10/10][/][/])						
実施主体 : 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他 ()						
概要 : 地域における「院内感染地域支援ネットワーク」の構築や院内感染に関する総合的な企画立案等を行うための「院内感染中央会議」を国に設置し、院内感染対策を推進する。						

個別目標 2						
医療事故等事例の原因究明・分析に基づく再発防止対策の徹底を図ること						
個別目標に係る指標						
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)						
		H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8
1	医療事故事例の分析件数 (単位: 件) (一)	—	—	241	1,265	1,451
(調査名・資料出所、備考)						
<ul style="list-style-type: none"> 指標は(財)日本医療機能評価機構の調べによる。 なお、事業は平成16年10月から開始したものであり、平成16年度は平成16年10月から12月までの件数、平成17年度以降は各病院からの報告が行われている時期の関係により、当該年の1月から12月までの件数となる。 						
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要						
事務事業名 : 医療事故情報収集等事業						
平成18年度 予算額 : 125百万円 (補助割合: 定額)						
実施主体 : 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他 ()						
実施主体 : 本省、厚生局、労働局 (監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、 公益法人 その他 ()						
概要: 医療事故の発生予防・再発防止のため、中立的な「第三者機関」において、医療機関等から幅広く事故に関する情報を収集し、これらを総合的に分析した上で、その結果を医療機関等に広く情報提供を行うとともに、医療機関からの相談に応じて必要な助言・支援を行う。						
事務事業名 : 診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業						
平成18年度 予算額 : 120百万円 (補助割合: 定額)						
実施主体 : 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他 ()						
実施主体 : 本省、厚生局、労働局 (監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、 公益法人 その他 ()						
概要: 診療行為に関連した死亡についての調査を実施し、専門的、学際的なメンバーで因果関係及び再発防止策を総合的に検討するモデル事業を行う。						
事務事業名 : 医療事故に係る死因究明制度等の検討						
平成18年度 予算額 : 一百万円 (補助割合: [国 /][/][/])						
実施主体 : 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他 ()						
実施主体 : 本省、厚生局、労働局 (監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他 ()						
概要: (※平成19年度からの事業。平成19年度予算額は3百万円) 19年度より医療事故が発生した場合に、裁判によって医療紛争の解決を図るという現状では、医療従事者が萎縮し、高度先進医療や産科医療等、リスクの高い医療を敬遠するとの指摘がある。 このため、平成17年度から実施している「診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業」の実績等を踏まえ、死因究明制度等の構築に向けて具体的な検討を行う。						

個別目標 3						
患者、国民との情報共有と患者、国民の主体的参加の促進を図ること						
個別目標に係る指標						
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)						
		H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8
1	医療安全に関するワークショップの参加人数(単位:人) (前年度以上/毎年度) ※施策目標に係る指標1と同じ。	3,962	3,131	3,413	4,024	3,691
(調査名・資料出所、備考)						
・ 指標については、医政局総務課医療安全推進室調べによる。						
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要						
事務事業名 : 医療安全に関するワークショップの開催						
平成18年度 予 算 額 : 10百万円(補助割合:[国 /][/][/])						
実 施 主 体 : 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他()						
本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()						
概要: 全国の病院の幹部職員や安全管理者に対する医療安全の確保のためのワークショップ等の実施。平成18年度においては、北海道、宮城県、埼玉県、東京都、愛知県、大阪府、広島県、香川県及び福岡県で実施し、9回開催した。						
事務事業名 : 医療安全支援センター総合支援事業						
平成18年度 予 算 額 : 6.2百万円(補助割合:[国 10/10][/][/])						
実 施 主 体 : 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他()						
本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()						
概要: 医療安全支援センターに従事する相談職員が相談困難事例等に適切に対応するために、専門的知識の賦与及び能力向上を図るための研修等を実施するとともに、全国の医療安全支援センターが収集した困難事例を調査、分析し、医療安全支援センターや医療機関において有効に活用できる形で情報提供するなどの事業を総合的に支援する。						